

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名 横浜市根岸地域ケアプラザ

横浜市根岸地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

根岸地区は新興のマンション等も建てられていますが、基本的には古くからのつながりを大切にする町です。地域の組織がしっかりしており、まだまだ隣近所の助け合いや人情のある町です。しかし、高齢化、核家族化もすすんでいる地域です。

地域の活動は活発であり先進的ですが、一部の方が負担を担っており、次世代への継承という課題があり、ケアプラザも一緒に取り組んでいきたいと考えています。

また、核家族化少子化により同世代の子供や子育て世代の情報交換や子育ての知恵の継承がしにくい現状があり、ケアプラザの地域活動交流事業を通して多くの地域の方等と協働し、それぞれの場づくりをしていきたいと考えています。

地勢的にはL字型に広がる地域であり、端に位置するケアプラザに足を運ぶことが困難な地域もあり、川を挟んだ地域と併せて介護予防などの事業展開は地域に出向いて行う必要があります。

地域福祉保健計画地区別計画にある「身近な地域の支えあいを進めよう」「地域ぐるみの健康づくりを進めよう」について、課題を地域住民と共有し、地域ケア会議等を通して対応できる体制を構築します。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- ・地域行事やイベント等に積極的に参加し、パンフレット等を配布することでケアプラザの相談機関としての役割を周知していきます。また、館内掲示やPRラックを活用し、施設利用者全般への周知も心掛けます。
- ・新規相談はもとより、継続支援者についてのリストを作成し、それをもとに継続的な相談支援を行います。
- ・積極的に出張相談会を実施し、身近な場所で相談ができるよう努めます。
- ・区や民生委員等からの情報提供をもとに支援対象者への訪問活動を行います。また、情報提供が得られるように実態把握ができるネットワーク構築にも取り組みます。そのネットワークでは商店や新聞販売店等の民間事業所とも連携を取っていきます。特に商店やコンビニ等への訪問活動を重点的に行い、協力体制を構築します。
- ・各地区民生委員ごとにケースや地域課題等に関する情報交換をする機会を設けてさらなる連携強化を図っていきます。
- ・包括3職種を中心として、よく傾聴し、相談者が理解し納得できる説明を心掛けます。
- ・相談支援の結果と状況を踏まえ、居宅介護支援、介護予防支援、総合事業等のフォーマルサービスに加えて、地域資源等のインフォーマルサービスにもつなげていきます。インフォーマルサービスについては継続的に情報収集を行い、情報シートとして提供できるように整理します。
- ・地域資源であるインフォーマルサービスについて生活支援コーディネーターが関わりを持ち、地域の方にとってより有意義な資源となるようアプローチするとともに、地域包括支援センターを介して相談者へ情報提供します。
- ・子ども、子育てについての相談は主として地域活動交流部門でインテークを行い初回の相談を受け、必要に応じて専門機関や各種事業に繋げてつなげていきます。

- ・障がい分野の相談は区高齢・障害支援課や専門相談機関(生活支援センター・地域活動ホーム等)と連携を取りながら対応していきます。また、自立支援協議会に参加することで連携できる関係性の構築にも取り組みます。

(2) 各事業の連携

- ・地域ケアプラザ各部門は地域福祉の向上を目的に有機的な結びつきを持って事業を運営します。
- ・地域活動交流は高齢者から子育てまで幅広い自主企画事業を運営するとともに磯子区地域福祉保健計画地区別計画にも関わり、更に地域で活動される団体に活動の場を提供していることから、たくさんの情報を得ることができます。
- ・地域活動交流で得られた個別支援に関わる情報は地域包括支援センターの総合相談事業につなぎ支援につなげます。また、支援の結果、地域活動交流で実施する自主企画事業や介護保険に関わる居宅介護、通所介護の利用につなぐこともできます。また、地域包括支援センターでは必要に応じて権利擁護、介護予防の事業に参加していただくことを提案することができます。生活支援体制整備事業では生活支援コーディネーターが地域の社会資源を把握しており、相談の対象となる方に適した活動の場を紹介することもできます。
- ・地域活動交流を始め各事業の個別支援に関わる相談等から地域で取り組むことで必要な課題が見出されたときには、地域包括支援センターが主催するサービス担当者会議や地域ケア会議、協議体の場を設け、地域関係機関の方やサービス事業者、ケアプラザ各部門と一緒に話し合い、課題の解決を図っています。
- ・地域活動交流では貸室業務等を通してオレンジボランティアを含め、ボランティア活動の支援を行っており、ボランティア登録の管理とコーディネートを行っています。
- ・地域活動交流や地域包括支援センターでは自主企画事業の中で、ボランティアの活動の場を提供しており、生活支援体制整備においても地域で行われている活動の情報を提供し、更にその活動を広げ、発展するために関わっており、その中で、ボランティアとして活動する方のコーディネートも行っています。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ・資格要件を満たす職員による適材適所を基本とします。
- ・各事業について無理や無駄がないように人員配置をするとともに、新規の職員募集とあわせて部門間の異動も必要に応じて行っていきます。所長、地域包括支援センター4名(経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、包括事務)、地域交流3名(内2名非常勤)、介護予防支援3名(経験のある看護師(兼務)、社会福祉士(兼務)、主任介護支援専門員(兼務))、通所介護24名(相談員3名、看護師3名、介助員12名、運転士6名、調理員4名)、居宅介護支援3名、生活支援コーディネーター1名
- ・法人の理念にふさわしい人材育成を行うために、入社してから退職するまでを一貫した教育カリキュラムで育成していく必要があるとの考えのもとに、新人研修では、社会福祉法人訪問の家の歩んできた道とそのノーマライゼーションの理念についての研修をするとともに、人権、個人情報の保護、地域ケアプラザの役割、配属業務に関わる研修を実施します。また、中堅以降の職員についてはそれぞれの業務についての専門研修とともにマナー研修、指導者研修等により、リーダーとしての役割を担えるように育成します。あわせて法人として実施しているスパイラルアッププロジェクトの中で、個別の研修計画を作成します。さらに、非常勤職員を含めた全職員を対象とした年間研修計画を組み、「感染症」「成年後見制度」「事故防止」「マナー研修(基礎)」等の研修を実施します。
- ・地域ケアプラザは地域福祉の活動拠点としての公的な施設であることから、管理委託業務や運営のための契約はもとより、部屋貸しや介護保険の事業者選定や相談対応においても公正中立であるように努めています。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ・地域ケア会議、協議体（担い手会議）、スイッチ ON 磯子の取組や日常の相談支援業務、自主企画事業を通して、地域関係機関やボランティア団体等との連携を密にして、これからの地域づくり等について一緒に検討しています。また、関係機関との共催研修の実施など、その地域の課題に即した事業展開を地域の方と一緒にいきます。
- ・磯子区徘徊あんしんネットワーク（徘徊対応）や虐待防止ネットワークなどを関係機関との連携を緊密にして活用しやすいシステムとしていきます。
- ・子育て世代と子育て経験世代のつながりづくりを目的として、地区社協と連携した事業実施に取り組みます。また、子育て支援事業の実施にあたっては、近隣にお住いのボランティアを積極的に活用して、参加者にとって、普段から顔の見える、より身近な関係づくりを目指していきます。
- ・子育て支援事業の広報を進めるために、赤ちゃん訪問員と協力関係を構築していきます。赤ちゃん訪問員の活動時に、対象者へ直接各種事業の案内をしていただけるような仕組みづくりを目指していきます。同時に、地域の掲示板等を活用し、地域にお住いの方へのお誘いと地区社協取組のPRも兼ねた広報活動を行っていきます。
- ・子育て支援事業から寄せられた相談等には区と連携して対応し、ケアプラザや関係機関と共催する事業等に反映させます。
- ・根岸、滝頭地区子育て支援連絡会に参加し子育て支援施設情報の共有とケアプラザからの子育て支援事業の情報発信を行い関係構築に取り組みます。また、根岸、滝頭合同の子育てフェスタ開催に向けた協力関係の構築にも取り組みます。

(5) 区行政との協働

- ・「スイッチ ON 磯子」の地区別計画（ハッピー根岸）の事務局として福祉保健課、区社会福祉協議会とも協働しながら、取組支援を行い、地域の関係機関とともに計画の推進に努めていきます。
- ・「スイッチ ON 磯子」の共通テーマである「身近な地域の支えあいを進めよう」、「地域ぐるみの健康づくりを進めよう」をテーマに地域ケア会議を開催し、地域福祉保健計画の普及、啓発を図っていきます。
- ・「スイッチ ON 磯子」の冊子やのぼり旗を活用し、地域での取組事業について、ハッピー根岸推進メンバーを中心に積極的に啓発と事業への参加を呼びかけます。また、各事業の活動時にPRの旗を掲げ、取組事業や計画の啓発を行っていきます。
- ・取組事業が単発的な事業ではなく継続的、定期的に事業を開催できるように支援を行っていきます（プログラムの検討、場の提供、担い手発掘、PR等）。
- ・生活困窮者自立支援事業を地域住民及び福祉専門職に周知・啓発するために生活支援課等と協働して研修会を開催します。
- ・個別相談ケースにおいても福祉保健課と地域の民生委員や近隣にお住まいの方にも協力していただき包括的な支援ができるよう取り組みます。
- ・包括支援業務では磯子区、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）、磯子区内地域包括支援センターが連携し、成年後見サポートネット及び虐待防止についても区高齢・障害支援課が窓口となり、ネットワークづくりと研修等による啓発が進められています。
- ・生活支援コーディネーターが収集した地域での取組課題に区高齢・障害支援課、区社協の協力を得ながら取り組みます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ・ 自主企画事業を通して、地域のつながりづくり、仲間づくり、世代間交流を目的として幅広い事業に取り組みます。自主企画事業実施の際は、ボランティアを積極的に活用し協力関係の構築を行います。また、ボランティアが主体的、継続的に活動できる場づくりにも取り組みます。
- ・ 子育て世代を対象とした事業には、保育ボランティアに関わっていただき、子育て世代と子育て経験世代の交流にも取り組みます。また、子育て支援プログラムに積極的に関わり、保育ボランティアが主体的な活動をしていただけるような協力関係の構築を目指します。
- ・ 磯子区地域福祉保健計画スイッチON磯子に積極的に関わり地域の皆さまと計画の推進に取り組み、地域づくりを行います。また、ハッピー根岸で取り組む健康づくりにも積極的に関わり、地域ケアプラザとハッピー根岸が共に地域の健康づくりの情報発信と場の提供を目指します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・ 貸室利用を通して地域にお住まいの方が福祉保健活動を活発に行う事が出来るように貸室利用登録や、利用方法を分かりやすく情報提供を行います。また、活動機会を増やし幅広く活動ができるよう、利用しやすい時間帯、曜日、利用しやすい貸室紹介を行います。
- ・ 登録利用団体の活動内容、目的など団体の強みを活かしたボランティア活動につなげていく事が出来るように具体的に内容を提示しボランティア活動の依頼を行い活動の発展につながる提案を行います。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ・ 貸室利用団体が福祉保健やボランティア活動に興味関心を持っていただく事が出来るよう、団体の活動、目的に沿ったボランティア活動の具体的な提案と場づくりを行い活動のきっかけづくりを行います。
- ・ ボランティア活動のきっかけや始め易い活動の提案として地域で活動できる子育てサポートシステムを紹介し、子育て世代とのつながりづくり推進します。
- ・ 地域サロンや会合など定期的に活動している場所で活動していただけるボランティアを育成し、コーディネートを行います。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・ ハッピー根岸推進会議の参加者からの地域情報や民生委員、保健活動推進員等地域関係団体の方との日頃の関わりから情報を収集し、自主企画事業等に反映させます。
- ・ 広報誌を活用しケアプラザで取り組む福祉保健活動情報の提供、活動団体の情報提供などを行います。
- ・ 併設されている地区センターとは異なる福祉保健の活動、イベント情報などを館内ラックに見出しを付け、区別して情報提供を行います。また、福祉保健を目的とした貸室利用団体には活動内容に即した情報を積極的にお知らせし活動の幅を広げる機会を提供します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・平成 29 年度の地域ケア会議や地域アセスメントに基づき、地域住民の皆さんが、加齢等により他者の助けが必要となっても、お住まいの地域で自分らしく生活できる支援体制の構築を、地域にお住まいの方や地域包括支援センター、磯子区役所、磯子区社協と連携しながら推進します。
- ・地域住民の皆さんが年を重ねても元気に生き生きと暮らせるように、地域包括支援センター、地域活動交流と協働し、元気づくり、生きがいづくり、仲間づくりの支援を行います。
- ・健康寿命を延ばす地域住民主体の活動が継続するように支援します。
- ・区役所担当者、区社協の地区担当者、1 層コーディネーターと情報を共有し連携して活動計画を策定、地域福祉を進めます。
- ・地域関係機関やボランティア、サービス事業者、NPO、民間企業などと顔の見える関係を作り、幅広い地域の方、地域資源と結びつき、地域づくりのために連携し交流活動と支援活動の場を広げます。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・地域の行事や会議、ハッピー根岸推進会議などへの出席やサロン等、地域住民による活動の場に参加し、個別の困りごとや地域情報などを聞き取り地域課題として地域活動交流や地域包括支援センター職員と共有し連携して対応します。
- ・平成 29 年度に引き続き、区役所、区社協の地区担当者や専門職、民生委員さんたちとまち歩きを行い、地域の情報を共有することから福祉の町作りにつなげます。
- ・包括ミーティングやカンファレンスに出席し、個別ケースから地域課題を抽出し、専門職と地域の方を交えた会議により課題解決を図ります。
- ・情報収集、把握した地域資源情報の更新を行い、地域福祉関係者に情報提供します。

(3) 連携・協議の場

- ・オレンジボランティアの活動場所を紹介し生活支援に結びつけるコーディネートをするとともにオレンジボランティアの活動場所を開拓します。
- ・地域資源情報シートを常に更新し、ケアマネジャー等が使える情報として提供していきます。
- ・地域住民主体でお互いに支え合う仕組みができるように協議の場を設け、支援していきます。
- ・平成 29 年度の地域ケア会議で取り上げたごみ屋敷問題を未然に防ぐ方法としての地域の見守り活動について地域住民を交えた協議の場を持ちます。
- ・地域の中での支え合いの仕組みを実施するうえで、地域の民間企業や、NPO 団体にも協力をお願いし、連携できる関係を構築していきます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・包括圏域や町内会、自治会の範囲だけで物事をとらず、地域住民の生活圏を配慮し、他地域ケアプラザや、NPO、民間企業、住民による活動場所などと連携しながら課題解決に取り組みます。
- ・また既存のサービスや活動だけでは解決できない課題や、新たな仕組みや制度が必要な課題については、区内地域ケアプラザ、一層コーディネーター、区役所担当者と相談連携し課題解決に取り組みます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- ・ 地域行事や連合町内会長会、地区民生委員児童委員協議会など地域の会議へ積極的に参加しネットワーク構築に取り組んでいきます。
- ・ 地域ケア会議に多様な人々の出席をお願いし、さまざまなネットワークを構築していきます。医療機関、警察、金融機関、商店、消費生活センター、生活支援センター、介護・障害サービス事業所など、必要に応じ積極的に連携を呼びかけネットワークを構築していきます。特に商店やコンビニ等との協力体制の構築を重点的に行っていきます。
- ・ 磯子区及び区内の地域包括支援センターや事業者とも連携し、安心ネットワークや虐待防止ネットワークなどを構築、強化して誰もが安心して生活することができる地域づくりを進めていきます。
- ・ 読売新聞販売店との見守り協定に基づく情報共有を引き続き行うと共に、他の新聞販売店、飲料の宅配所などにも広めていきます

② 実態把握

- ・ 出張相談や老人会、地域行事の場から支援の必要な方を把握します。場に参加することでの見守り・実態把握の有効性を鑑み、既存の会合の活性化や新規のサロン等の立ち上げも支援していきます。
- ・ 根岸地区ボランティアによる配食サービスからの情報や民生委員や自治会町内会役員による訪問活動からの情報を元に実態把握を行い、相談支援につなげます。
- ・ 各地区民生委員とケース等に関する情報交換の時間を設け情報共有を致します。
- ・ 新聞販売店との見守り協定に基づき、連絡会を定期開催しながら実態把握に努めていきます。
- ・ 一人暮らし高齢者の見守り推進事業や、区から寄せられた情報を元に訪問し実態把握に取り組みます。
- ・ 区、区社協、ケアプラザとの連携会議「みる・きく・つなぐ会議」にて地域アセスメントを行い、各地区の実態把握を図っていきます。

③ 総合相談支援

- ・ 地域行事やイベント等に積極的に参加し、ケアプラザの相談機関としての役割を周知していきます。
- ・ 継続支援者についてのリストを作成し、継続的な相談支援を行います。
- ・ 積極的に出張相談会「よろず相談」を実施し、身近な場所で相談ができるよう努めます。
- ・ 区や民生委員等からの情報提供をもとに支援対象者への訪問活動を行います。また、実態把握ができるネットワーク構築にも取り組み、そのネットワークの拡大にも努めていきます。
- ・ 相談支援の結果と状況を踏まえ、居宅介護支援、介護予防支援、総合事業等のフォーマルサービスに加えて、地域資源等のインフォーマルサービスにもつなげていきます。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ・ 成年後見制度普及啓発のために必要経費を中心とした説明会を開催します
- ・ エンディングノート普及啓発のため「地区センター」で説明会を開催します

② 高齢者虐待への対応

- ・ 高齢者虐待の対応フローチャートに従い、早期に発見し迅速に一時対応を行い、関係機関とのネットワークにつなげます。
- ・ 高齢者虐待の啓発に関して、区役所と共催して虐待防止ネットワーク研修を開催します。また、包括エリア連絡会「ラ・フランスの会」の中でもサービス事業所向けの虐待防止ネットワーク研修を開催します。
- ・ 認知症サポーター養成講座で高齢者虐待と養護者支援について解説いたします

③ 認知症

- ・ 軽度認知障害・初期認知症に対する予防講座を開催すると共に、対象と思われる方には早期の医療機関の受診、相談を勧めます。
- ・ 根岸小学校、根岸中学校での認知症サポーター養成講座の継続開催を行います。また、その他の場所・対象に対しても講座開催を呼びかけていきます。
- ・ 認知症サポーター養成講座を受講した方等にオレンジボランティアに登録していただき、生活支援コーディネーター等が把握した地域ニーズに結びつけることにより、登録者ご本人の活動意欲を高めていただくとともに、ほかの方への認知症の理解へとつなげます。
- ・ 自主企画事業、相談対応等を通して若年性認知症の方を把握し、ケアマネジメントや地域での活動等必要なサービスにつなげます。
- ・ 磯子区徘徊高齢者あんしんネットワークについて普及啓発を行いながら、発見協力機関を増やすことにも取り組んでいきます。また、対象となる認知症高齢者の行動にあわせて、更に小地域での徘徊ネットワークの構築も随時、取り組みます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・ 各地域団体（自治会町内会・地区社協・民生委員児童委員協議会・ボランティアグループ等）との連携・協働により、地域ケアネットワークづくりに取り組んでいきます。
- ・ 地域の方と関連機関等が互いの顔が見える関係になるよう、地域ケア会議などさまざまな機会に多様な方に参加していただき連携作りを図ります
- ・ 包括レベル地域ケア会議やスイッチ ON 磯子地区別計画(ハッピー根岸)の取組の中では地域課題の把握、その解決について具体的に取り組んでいきます。
- ・ 実態把握、介護予防、徘徊防止等、目的に応じて地域関係機関等と連携をとり、ネットワークを形成し地域福祉の向上を促進します。
- ・ 地域ケア会議やサービス担当者会議の開催支援、民生委員・児童委員とケアマネジャーの連絡表の活用などで、ケアマネジャーをはじめとした福祉関係者が、地域ネットワークを活用できるようコーディネートを行います。

②医療・介護の連携推進支援

- ・主治医、ケアマネジャー連絡票の活用を推進し、適宜、その普及・啓発を行います。入院時退院時情報共有シートの普及・啓発を行い、医療と介護の切れ目の無い連携を図ります。
- ・包括エリア連絡会「ラ・フランスの会」やケアマネ連絡会等での研修、在宅療養勉強会、人材育成研修等を通じて介護と医療連携の推進について取り組んでいきます。
- ・在宅医療連携拠点かけはしとケアマネジャーとの連携を強化する目的の研修を開催します。
- ・医療機関への個別訪問を通して、地域ケアプラザ・地域包括支援センター等の周知を進め、連携できる関係性の構築に努めます。

③ケアマネジャー支援

- ・包括エリアのケアマネ連絡会「ラ・フランスの会」を年5回、実施し、連携強化とその資質向上を図っていきます。また、磯子ケアマネ連絡会の後方支援を区内地域包括支援センター合同で行います。
- ・新人ケアマネジャー及び就労中のケアマネジャー向けの研修をそれぞれ区内地域包括支援センター合同にて企画・開催します。
- ・ケアマネジャーが活用できる情報「磯子区デイサービス・デイケア情報シート」の情報収集、整理を行い、提供します。
- ・生活支援コーディネーター及び隣接地域包括支援センターと協働して作成した「根岸・滝頭地区インフォーマル情報シート」を更新し、30年度も合同包括エリア連絡会にてテーマとして取り上げます。
- ・磯子区内の居宅支援事業所の主任ケアマネジャーと今後の連携のため、連絡会を区内地域包括支援センター合同で開催します。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ・個別ケース地域ケア会議から包括レベル地域ケア会議に繋がっていくように、統一したテーマを持って会議を開催します。
- ・地域ケア会議には職種、役職等に関わらず関係ある方には出席を依頼し、地域の方たち皆で検討する会議とします。
- ・地域に出張し自治会館等で開催する事で、地域の方の参加を促すと共に地域ケアシステムの基礎作りを行います。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

ICFの視点から要支援の方の意欲ややってみたい事などを引き出し、自立に向けた支援ができるようサービスありきでない介護予防ケアマネジメントが立てられているか、指導助言していきます。

要介護状態にならないように、ケアプラザの事業に誘い顔の見える関係を作り、支援していきます。

地域のインフォーマルサービスを把握し、必要に応じて支援者や事業対象者に情報を提供します。

区役所と共催で居宅支援事業者対象に「磯子区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント従事者研修」を開催し、支援のヒントなどを学んでいただきます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ・ 認知症予防について講演会を実施し、地域の方々に、認知症の予防に意識を高めていただき、いつまでも元気でいられるようにします。
- ・ 広地町会館と北磯子団地での介護予防教室を引き続き行い、体操（ロコモ予防）、口腔ケア、栄養改善を盛り込み、行います。
- ・ 禅馬会館・西町会館での体操教室の継続と、元気づくりステーションへの移行支援を行います。
- ・ 立ち上がっている二つの元気づくりステーションの継続支援を行います。
- ・ インナーマッスルを鍛えてロコモ予防を目的に、ポスチュアウォーキングを取り入れ姿勢を正して、楽しく、美しく歩く教室を開催します。
- ・ 町内会館に出向き、簡単な健康チェックと介護予防や、認知症予防のはなしを行います。
- ・ 毎月1回介護や、健康、介護保険や、権利擁護、健康測定などをテーマとした「ちよこっと講座」を開催し、地域の方々に情報を届けます。その際保健活動推進員の方々にも協力をしていただき、測定の際などお手伝いいただきます。

その他

若い世代の方にも福祉や支えあいについて知っていただくことを目的として、小学校等での認知症サポーター養成講座の開催や交流事業を行います。

看護学生や教員志望学生の実習受入を通して福祉や介護のことを伝え関心を持っていただき、社会人生活に活かせるように指導を行います。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

職員による日常の清掃とあわせて専門業者による週1回の清掃及び月1回の定期清掃を業務委託し衛生を保ちます。

また、併設する地区センターとも十分に協議しながら設備総合巡視点検をはじめ消防設備、電気設備、空調設備、情報通信等各事業者とメンテナンス契約を結び不具合を事前に発見するように努め、発生時も迅速に対応できる体制を整えています。

開設20年余りを経て設備や建物の老朽化が顕著になっています。

イ 効率的な運営への取組について

連合町内会、民生委員、保健活動推進員、地区ボランティア、読売会との見守り協定等、地域関係機関との地域ネットワークから情報を得ることで地域のニーズに即し

た活動を行います。

ケアプラザ各部門が共同で自主企画事業の企画運営を行い、対象者へのアナウンス及び運営面での効率化を図ります。

また、近隣ケアプラザや併設する地区センター等との連携を図り、共催イベント等の開催により運営の効率化と幅広い対象者へのサービス提供を行います。

また、介護予防講座や講演会などに、より多くの方が参加できるように自治会町内会に出向いての広報活動を強化します。

地域福祉保健計画地区別計画に沿った取組も行います。

ウ 苦情受付体制について

利用者は、居宅介護計画や在宅・施設系サービスに苦情がある場合は当該事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、苦情を申し立てることができることを、当施設と契約を結ぶ際に必ず説明をしており今後も徹底していきます。

そして、当施設では苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立あるいは相談があった場合に迅速かつ誠実に必要な対応を行う体制と苦情相談マニュアルを作っています。これらを必要に応じてバージョンアップを行い、より実情にあった仕組みづくりに努めていきます。さらに部門を越えたメンバーによる苦情対策委員会を設け利用者等からの希望、要望を実現できるよう調整し、苦情発生につながらない取組を行います。

なお、当施設の提供するサービスを含め、利用者が苦情申立等を行ったことを理由として、何らの不利益な取扱いは一切受けないことも明言し、苦情を伝え表現しやすい環境づくりにも取り組めます。

※契約書に苦情相談の窓口と連絡先を記載してあります。

※法人として第三者委員を定めています。

貸館等の指定管理業務での苦情については苦情相談マニュアルに沿って対応するとともに、解決に至らないときには行政機関の介入の依頼や第三者委員の紹介により解決を図ります。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防災については消防計画に則り専門業者による防災機器のメンテナンスと防火管理責任者による施設の定期点検、初期消火訓練（年2回）、通報訓練（年2回）、避難誘導訓練（年6回）、防災講話（年2回）、併設館合同防災訓練（年2回）を実施するとともに防災意識を向上するため普段より職員の啓発を行い災害の予防を図ります。

また、災害に備えて自衛消防団が組織されており防災訓練を通して機能、連携を強化します。

防災委員会では特別避難場所開設のための手順書作りや応急備蓄品の管理、法人内施設との連携を行っています。

夜間の施設管理は機械警備を導入するとともに、非常時のマニュアルを整備し利用者、職員の安全を図っています。

災害時においては、市・区の協力要請に応じた体制を可能な限り構築し、市・区と連携しながら状況に応じた対応に努めます。

オ 事故防止への取組について

事故を未然に防ぐことを目的に個人情報の取扱方法を含めた業務マニュアルを整備するとともに「危険予知シート」の活用や「危険予知訓練」の実施によりマニュアルの見直しを随時行い事故の起こりにくい環境を作ります。あわせて職員研修を実施し意識の向上を図ります。

事故発生時には初動対応を正確に迅速に行えるようマニュアルの整備と職員研修により、報告、連絡の手順を明確にします。あわせて、その後の再発防止に向け「事故報告書」を速やかに作成し関係機関に送付するとともに職員会議にて対策を検討することにより、被害の拡大を防止します。

事故防止委員会を設置し、マニュアルの改訂の必要性や施設の改善について速やかな検討・改善を行います。

所長不在時の事故発生については現場職員及び課長が初動対応の後、携帯電話等を通じて所長に報告をして指示を仰ぎ、所長は関係機関への連絡とともに迅速に職場に向かうこととします。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

介護保険事業及び地域包括支援センターでは利用者や相談者に関わる多くの書類を管理しており、また、地域活動交流部門においてもボランティアさんや講座等の講師を務めて下さった方の情報など根岸地域ケアプラザとして多くの個人情報を取り扱っています。

その内、支援記録の書かれたファイル等、紙を媒体とする物はそれぞれの部署で棚卸しをし、そのひとつひとつについて保管場所や取扱方法、管理責任者が定められています。

また、個人情報の管理マニュアルの改訂については事故防止委員会が組織されており必要に応じて各部門に改定の指示が出される仕組みとなっています。

個人情報の開示、修正、苦情申し立てについて手続きが定められており、それぞれの部門担当者が窓口となり、関係機関とも協議の上対応します。

コンピュータによる電磁媒体により管理されているデータはネットワークサーバー及びネットワークハードディスクで一括管理を行っています。よって、パソコン本体だけを持ち出したとしても個人情報が漏洩することはありません。また、パソコン本体、サーバー及びネットワークハードディスク間のログインはパスワード管理を行っているため、ネットワークサーバー及びネットワークハードディスク単体では中のデータを見ることはできません。また、部外者がデータを閲覧することもコピーすることもできない仕組みとなっています。あわせて初任者研修や職員研修において個人の尊厳、個人情報保護の理念、守秘義務について職員教育を行うとともに事故事例を共有し手順の見直しを随時行っています。

キ 情報公開への取組について

運営協議会やハッピー根岸推進会議、地域での集会等での活動紹介、情報提供のコーナーを利用し、当事業所の現状をありのままに報告しています。

今後も上記の内容を継続実施していきます。

また、情報公表制度や第三者評価を積極的に活用し、あわせて業務の改善を図るきっかけとしています。

インターネットの法人独自のホームページと「かながわ福祉情報コミュニティ」の活用や事業所広報誌「こんち新聞」の地域配布を通じてケアプラザの広報に努めます。また、見学や社会福祉協議会の「サマーボランティア」やほかボランティアの受け入れ、学生の実習の受け入れなど風通しの良い環境をつくるのが情報公開のひとつに

なると考えております。また、広報誌での案内を通してデイサービス利用者のご家族や地域の方々によるスポット見学を随時受け付けるとともに、作品展やイベントを催し多くの方にケアプラザに来ていただけるよう工夫をしています。

ク 人権啓発への取組について

- ・すべての職員を対象に事業所内研修として人権研修(基本的人権の理解と施設内虐待について)を行います。
- ・虐待の自己点検シートを全職員に定期的に実施させ、自己覚知を促しています。

ケ 環境等への配慮及び取組について

現在、事務処理は一人一台のPCを配置し電子情報化することでペーパーレスに心がけていますが、どうしても紙で管理しなければいけないドキュメントもまだまだ膨大に存在します。そうしたドキュメントで個人情報など機密性のあるものはシュレッダー裁断により速やかに消滅させますが、それ以外のリサイクル可能な古い、あるいは出力に失敗したドキュメントはリサイクル可能として、「裏紙」として再利用しています。そのために「裏紙」保管と使用しやすいように、ストッカーを設けています。

また、片面印刷された原紙をコピーする際には業務上不都合がない限り両面コピーを行うよう徹底していきます。

さらに、日常発生するほかの事業ごみは事業所として行える範囲で、たとえば地域交流事業のイベントやデイサービス事業のプログラムでペットボトルを花瓶に加工するなど自主企画事業や通所介護事業においてもリサイクルを意識して行うとともに資源ごみの分別を徹底し資源化に積極的に取り組みます。

また、朝礼時に資源保護や環境保護、ごみの分別回収への取組について所長が中心となって職員の意識啓発を行っていきます。

また、全職員が節電への意識を持ち不要な電力を使用しないよう心がけています。

あわせて省電力化のための施設の改善にも取り組みます。

FAX機器の更新により受診したFAXの内、不要なものは印刷しないこととし、PCネットワークの活用によりさらにペーパーレスに取り組みます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者 常勤1名（看護師）（地域包括支援センターを兼務）
 プランナー 常勤2名（主任ケアマネジャー）（地域包括支援センターを兼務）
 （社会福祉士）（地域包括支援センターを兼務）
 居宅介護支援のケアマネジャー3名がバックアップ

《目標》

ICFの視点から要支援の方の意欲ややってみてみたい事などを引き出し、自立に向けた支援ができるようサービスありきでない介護予防ケアマネジメントが立てられているか、指導助言していきます。

要介護状態にならないように、ケアプラザの事業に誘い顔の見える関係を作り、支援していきます。

地域のインフォーマルサービスを把握し、必要に応じて支援者や事業対象者に情報を提供します。

区役所と共催で居宅支援事業者対象に「磯子区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント従事者研修」を開催し、支援のヒントなどを学んでいただく。

《実費負担》

- 交通費等（徴収実績なし）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 居宅介護支援と連携することにより、要支援認定・要介護認定の変更に柔軟に対応、ケアマネジャーの頻繁な交代を防ぎ継続的なプラン作成及び支援を行うことにより制度の複雑な面に対するフォローを行っている。
- 外出の機会創出や、他者とのコミュニケーションの機会を持つなど、介護予防を積極的に行っていただくために毎月、ケアプラザ広報誌及びケアプラザ内で行われる自主企画事業の催し等の情報を全ての介護予防支援サービス利用者に提供します

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
130	130	130	130	130	130
10月	11月	12月	1月	2月	3月
130	130	130	130	130	130

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名

介護支援専門員 常勤3名（うち主任介護支援専門員2名）

月曜日から土曜日までを交代で勤務し相談等に応えられる体制をとっています。

特定事業所加算Ⅱの基準により営業時間外の緊急連絡にも対応しています。

《目標》

介護保険サービス事業者や地域関係機関との連携により、要介護状態になってもその人らしくいきいきと地域で生活できることを目標とし以下のことを実施します。

- ・ 地域資源を活用したケアマネジメントの実施
- ・ 地域包括支援センターとの連携の強化
- ・ 制度変更等に的確に対応できるよう各種研修、連絡会へ参加し、その内容を確実に利用者に伝える。
- ・ 県・市の指導に基づき、日常業務の運営やケースファイル、資料等の管理を適切に行う。

《実費負担》

- 通常実施地域以外への移動の場合交通費を請求することがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 在宅生活が困難な方にもその方の希望に沿い、できる限り在宅での生活が維持できるように取り組んでいます。また、その際には地域の方にもケア会議に参加していただき、地域の課題等についても話し合っています。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
75	75	75	75	75	75
10月	11月	12月	1月	2月	3月
75	75	75	75	75	75

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

送迎

- 健康チェック及び助言
- 入浴及び入浴・洗体介助
- 給食及び食事介助
- 個別レクリエーション：仲間づくり支援
- 集団レクリエーション
- 口腔ケア
- 機能訓練
- 嚥下体操
- 転倒骨折予防体操

《実費負担》

- 1割負担分

1割負担分

(要介護1)	614円
(要介護2)	725円
(要介護3)	837円
(要介護4)	948円
(要介護5)	1,060円

- サービス提供体制強化加算Ⅱ 7円

- 入浴介助加算 54円

- 処遇改善加算Ⅰ (総単位数)×4%

- 食費負担 700円

- その他：手芸等の個人的な作品作りの際に実費負担をお願いすることがあります。

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 10:00 ~ 16:00

《職員体制》

管理者1名 生活相談員3名(常勤)、看護師3名、
介助員10名(非常勤) 調理員(4名) 運転士(5名)

《目標》

少人数によるゆったりとした雰囲気大切にしながら、できるだけ長く元気でいていただけるよう、転倒骨折予防のための体操や誤嚥防止のための体操を取り入れ、参加を促します。

また、声を出していただくことと若い頃のことを思い出して自信を回復していただく回想法の効果を期待して音楽プログラムに取り組みます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

非常勤職員や看護師を含めたデイ・スタッフ全員で毎月利用者のADLや嗜好、生活歴を確認し介助方法や関わり方について共通理解するための会議を実施します。

おいしい食事を提供するために給食会議を月1回開催し、利用者アンケートやメニュー検討を行います。

オリジナルのビデオを作成して食事、おやつ前に嚥下体操を実施しています。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
543	543	543	602	580	580
10月	11月	12月	1月	2月	3月
602	557	535	535	557	602

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

送迎
健康チェック及び助言
入浴及び入浴・洗体介助
給食及び食事介助
個別レクリエーション：仲間づくり支援
集団レクリエーション
嚥下体操
転倒骨折予防体操

《実費負担》

1割負担分

(要支援1) 1766円

●サービス提供体制強化加算 26円

●処遇改善加算 (総単位数)×4%

(要支援2) 3621円

●サービス提供体制強化加算 52円

●処遇改善加算 (総単位数)×4%

●食費負担 700円

●その他

個別の手芸等の作品作りの際に実費負担をお願いすることもあります。

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 10:00 ~ 16:00

《職員体制》

管理者1名 生活相談員3名(常勤)、看護師4名、
介助員10名(非常勤)、調理員4名、運転士3名

《目標》

手芸や生活に則したレクリエーションを取り入れながらゆったりとした空間を演出し、利用者の皆さんに昔話に花を咲かせていただき、いきいきとした時間を過ごしていただきます。

デイサービスの中で行われる機能訓練や体操、レクリエーションを楽しい雰囲気を実施することで利用者の方には積極的に参加していただき、できるだけ長く元気に来所していただくことを目標とします。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

非常勤職員や看護師を含めたデイ・スタッフ全員で毎月利用者のADLや嗜好、生活歴を確認し介助方法や関わり方について共通理解するための会議を実施します。

おいしい食事を提供するために給食会議を設け、利用者アンケートやメニュー検討を行います。

オリジナルのビデオを作成して食事、おやつ前に嚥下体操を実施しています。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10	10	10	10	10	10
10月	11月	12月	1月	2月	3月
10	10	10	10	10	10